

令和6年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート 増改築等用 一面

このチェックシートは、令和6年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したもので、回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。※原則として、申告期限までに、申告書及び添付書類の提出が必要です。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

また、次の場合には、このチェックシートと要件が異なる点がありますので、「令和6年分『住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）』のチェックシート②増改築等用」（以下「チェックシート②」といいます。）を併せてご使用ください。

おって、「チェックシート②」は国税庁ホームページに掲載しています。

① 平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けて新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をした場合

② 令和6年中に住宅取得等資金の贈与を受けた人で次に掲げる場合に該当する場合

イ 令和7年3月15日までに災害に基因するやむを得ない事情により、住宅用の家屋の増改築等ができなかった場合

ロ 令和7年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、その住宅用の家屋が災害により滅失した場合

※1 上記①に該当する人の「非課税限度額」に関する事項は、チェックシート②で確認してください。

2 上記②イに該当する人は、「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項の「増改築等をした」を「増改築等をする」に、

「工事に要した」を「工事に要する」に、「非課税限度額」に関する事項の「『No.13』に掲げる書類により証明されたもの」を「『No.13』に掲げる書類により証明される見込みであるもの」に代えて確認してください。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成18年1月2日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの令和6年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下（増改築等をした後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40m ² 以上50m ² 未満の場合は、1,000万円以下）ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	令和7年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金額の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	令和7年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注)「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が次のいずれかに該当し、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 ・あなたの所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合：40m ² 以上240m ² 以下 ・あなたの所得税に係る合計所得金額が1,000万円超の場合：50m ² 以上240m ² 以下	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、 <u>二面</u> の「 <u>No.9</u> 」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は100万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか。 (注)日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を○で囲んでください。 これらの人についての概要については、国税庁ホームページをご覧ください。	は い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか（居住していない場合には、令和7年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（次の省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、 <u>二面</u> の「 <u>No.13</u> 」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。 ①断熱等性能等級4以上 ②一次エネルギー消費量等級4以上 ③耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上	【非課税限度額】 はい ⇒ 1,000万円（省エネ等住宅） いいえ ⇒ 500万円（上記以外の住宅）
----	--	--

令和 年 月 日

受贈者の住所：_____ フリガナ：_____ 受贈者の氏名：_____

令和6年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **増改築等用** **二面**

この添付書類一覧は、令和6年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.1～13」は、**二面**の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1 2	○ 受贈者の戸籍の謄本などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	<input type="checkbox"/>
3	○ 源泉徴収票など令和6年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、「申告書第一表の二」の（注1）の□の中にレ印を記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	<input type="checkbox"/>
4	○ 平成21年分から令和5年分までの贈与税の申告書の控えなどで「住宅取得等資金の非課税」の適用の有無を確認してください。（注）添付書類として提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど、増改築等に係る工事の契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	
7 8	【令和7年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 住宅用の家屋に関する登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。 3 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。	【令和7年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限りります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
9	【令和7年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 a 確認済証の写し b 檢査済証の写し c 増改築等工事証明書（注） (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	【令和7年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
10	【令和7年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	【令和7年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項【令和7年3月15日までに居住していない人のみチェックしてください。】

12	① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】

13	【令和7年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 a 住宅性能証明書 b 建設住宅性能評価書の写し c 増改築等工事証明書（注） (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限ります。 ○ 上記の証明書などの発行につきましては、国土交通省にお尋ねください。	【令和7年3月15日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
----	--	--	--------------------------